

定 款

一般社団法人平川サガリ研究会

令和 3年 3月 12日	作 成
令和 3年 3月 22日	公証人認証
令和 3年 4月 1日	会 社 設 立

一般社団法人平川サガリ研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人平川サガリ研究会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県平川市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、平川市民に親しまれている焼肉文化「にぐ(肉)文化」を後世に継承するとともに、平川市民が特に好む「サガリ 英語名: Outside Skirt 又は Hanging Tender」(サガリとは横隔膜周辺のお肉をいい、肉質が柔らかく脂の量が少ないため、ヘルシーに食べられることが特徴。)の美味しさを広く発信することで、本市への誘客につなげ、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 平川サガリの史実探求
- (2) 平川サガリの啓発及び観光客の誘致
- (3) 平川サガリに関する商品の企画・立案
- (4) 平川サガリに関する商品の製造及び販売
- (5) 平川サガリメニュー提供店の拡大及び経営
- (6) イベントの企画運営
- (7) 地域特産品の研究開発及び販売
- (8) 前各号に掲げるほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 この法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第7条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。ただし、事業者は主たる事業を平川市内で営む者に限る。

2 社員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名する場合は、当該社員にあらかじめその旨を通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該社員に弁明する機会を与えなければならない。

3 前項により除名が決議されたときは、当該社員に通知しなければならない。

(社員の資格喪失)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(2) 2年以上会費を滞納したとき。

(3) 社員総会で除名となったとき。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員が、前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人の会員としての資格を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、社員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第13条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 社員の除名
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項（開催）

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、招集手続きを省略することができる。

2 社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長となる。

（議決権）

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（議決権の代理行使）

第20条 社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

（決議）

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分

(4) 社員の除名

(5) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上50名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。
3 前項の会長をもって一般法人法における代表理事とし、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 副会長は、会長の職務を補佐する。
4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するほか、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(理事会の決議の省略)

第35条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを有しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類は、主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

第46条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 雑則

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第48条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 水木 正千代、桑田 直樹、一戸 健児

設立時代表理事 青森県平川市町居南田 7 9 番地 1

水木 正千代

設立時監事 下山 敏則、中畑 高稔

(設立時社員の氏名及び住所)

第 5 0 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

青森県平川市町居南田 7 9 番地 1

設立時社員 水木 正千代

青森県平川市碓ヶ関岩井 2 9 番地 5

設立時社員 桑田 直樹

青森県平川市大光寺二村井 5 7 番 4 かおりハウス 3 号

設立時社員 一戸 健児

(法令の準拠)

第 5 1 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人平川サガリ研究会設立のため、設立時社員水木正千代ほか
2 名の定款作成代理人である司法書士三上幸人は、電磁的記録であるこの定款を
作成し、これに電子署名する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

設立時社員 水木 正千代

設立時社員 桑田 直樹

設立時社員 一戸 健児

以上 3 名の定款作成代理人

青森県平川市碓ヶ関湯向川添 1 3 番地 1 4

司法書士 三上 幸人